

様式第21号（第2条関係）

診 療 用 エ ッ ク ス 線 装 置 設 置 届

年 月 日

（あて先）さいたま市保健所長

管理者 住 所
氏 名
電話番号

㊞

病院又は診療所に診療用エックス線装置を備えたので、医療法第15条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

| | | | |
|--|-----------------------|--|---------------|
| 病 院 | 名 称 | | |
| | 診 療 所 | 所 在 地 | 電話番号 |
| 診療用エックス線装置に関する事項 | 製 作 者 名 | | |
| | 型 式 及 び 台 数 | | |
| | 長時間 定 格 出 力 短時間 | キロボルト (kV) ミリアンペア (mA) キロボルト (kV) ミリアンペア (mA) 秒 | |
| | 蓄放式 | キロボルト (kV) マイクロファラッド (μF) | |
| | エ ッ ク ス 線 管 の 数 | | 管球 |
| | 用 途 | 一般撮影 ・ 透視 ・ CT ・ 歯科用 その他 () | |
| | 設 置 室 名 | | |
| エックス線 診療に従事 する医師等 の氏名及び 経歴 | 氏 名 | 職 種 | エックス線診療に関する経歴 |
| | | | 免許登録番号 |
| 設 置 年 月 日 | | 年 月 日 | |

| | | | | | |
|--|---|---|----------------------------|---------|-----|
| 診療用 エックス線装 置の放 射線障 害の防 止に関 する構 造設備 の概要 | 医療法施行規則第30条第1項第1号に規定 するエックス線管及び照射筒のしゃへい | | 有 | ・ | 無 |
| | 総 ろ 過 | | アルミニウム当量 ミリメートル モリブデン当量 | | |
| | 透 視 装 置 | 患者への入射線量率 50ミリグレイ/分 | 以下 | ・ | 超える |
| | | 一定時間経過時に警告音等を発すること のできる透視時間を積算するタイマー | 有 | ・ | 無 |
| | | 高線量率透視制御 | 有 | ・ | 無 |
| | | 焦点皮膚間距離保持装置又はインターロ ック | 有 | ・ | 無 |
| | | 受像面を超えないように照射野を絞る装置 | 有 | ・ | 無 |
| | | 受像器を通過したエックス線が150マイク ログレイ/時（接触可能表面から10センチ メートル） | 以下 | ・ | 超える |
| | | 最大照射野を3センチメートル超える部分 を通過したエックス線が150マイクログ レイ/時（接触可能表面から10センチメー トル） | 以下 | ・ | 超える |
| | 利用線錐以外のエックス線を有効にしゃへ いするための被照射体周囲の適当な装置 | 有 | ・ | 無 | |
| | 撮 影 装 置 | 照 射 野 絞 り 装 置 | 有 | ・ | 無 |
| | | 医療法施行規則第30条第3項第2号に規定 する焦点皮膚間距離 | 以下 | ・ | 超える |
| | 胸 部 集 検 用 間 接 撮 影 装 置 | 利用線錐が角錐型かつ受像面を超えない照 射野絞り装置 | 有 | ・ | 無 |
| | | 接触可能表面から10センチメートルにおい て1マイクログレイ/1ばく射以下となる 受像器の一次しゃへい体 | 有 | ・ | 無 |
| | | 10センチメートルにおいて1マイクログ レイ/1ばく射以下となる被照射体周囲の箱 状のしゃへい物 | 有 | ・ | 無 |
| | 携 移 帯 動 型 装 置 | エックス線管焦点及び患者から2メー トル以上離れて操作できる構造 | 有 | ・ | 無 |
| | | 装 置 の 保 管 場 所 | | | |
| 装 治 置 療 用 | ろ過板が引き抜かれた場合、エックス線の 発生を遮断するインターロック | 有 | ・ | 無 | |
| 撮 口 影 内 装 法 置 | 照射筒先端における照射野の直径 | | | センチメートル | |

| | | | |
|------------------------------|---------------------------------|-----------------|--------------------|
| エックス線診療室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要 | 使用の場所 | | |
| | 診察室 | しゃへい物 を設ける場所 | しゃへい物 構造、材料及び厚さ |
| | | 天井 | |
| | 床 | | |
| | 周 囲 の 防 護 壁 等 | (東) | |
| | | (西) | |
| | | (南) | |
| | | (北) | |
| | | 監視用窓 | |
| | 出入口の扉 | | |
| | その他の開口部 | | |
| | 操作室 | 有・無() | |
| | 診療室の標識 | 有・無 | |
| | | | |

| | | | | | | | |
|------------------------------|------------------------------|---|-----|----------|---|---|---|
| エックス線診療室の放射線障害の防止に関する予防措置の概要 | 放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示 | | 患者用 | 有 | ・ | 無 | |
| | | | 職員用 | 有 | ・ | 無 | |
| | 使用中の表示 | | | 有 | ・ | 無 | |
| | 画壁等外側の実効線量が1ミリシーベルト/週以下となる措置 | | | 有 | ・ | 無 | |
| | 管理区域 | 管理区域を設ける場所 | | 別添図面のとおり | | | |
| | | 境界における実効線量が1.3ミリシーベルト/3月以下となる措置 | | | 有 | ・ | 無 |
| | | 立入制限措置 | | | 有 | ・ | 無 |
| | | 標識 | | | 有 | ・ | 無 |
| | 敷地の境界等 | 敷地内居住区域及び境界における実効線量が250 マイクロシーベルト/3月以下となる措置 | | | 有 | ・ | 無 |
| | | 入院患者（診療により被ばくする放射線を除く）の実効線量が1.3 ミリシーベルト/3月以下となる措置 | | | 有 | ・ | 無 |
| その他 | 取扱者の被ばく測定器具 | | | | | | |
| | 防護用具（防護前掛等） | | | 有 | ・ | 無 | |

備考

- 1 隣接室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記したエックス線診療室の平面図及び側面図を添付すること。
- 2 診療室図は、照射方向、エックス線管から天井、床及び周囲の画壁の外側までの距離(メートル)並びに防護物の材料及び厚さを記入した50分の1の縮図とすること。
- 3 注意事項、管理区域の標識、使用中ランプ等の位置を診療室図中に記入すること。
- 4 診療室画壁外側の放射線量測定結果報告書(写)を添付すること。